

日本ブドウ・ワイン学会定款

承認 1984年11月23日（設立総会，於 東京）

改定 1987年11月25日（総会，於 甲府）

1989年11月10日（総会，於 甲府）

1991年11月29日（総会，於 東京）

1995年11月17日（総会，於 甲府）

2001年11月22日（総会、於 甲府）

2007年11月22日（総会、於 甲府）

2013年11月9日（総会、於 甲府）

第1条 名称，事務所，目的

（名称）

第1項 この組織の正式名称を『日本ブドウ・ワイン学会』とする。

（事務所）

第2項 この組織の主たる事務所は、山梨県甲府市北新1丁目13番1号 山梨大学大学院医学工学総合研究部附属ワイン科学研究センター内に置く（郵便番号 400-0005）。

（目的）

第3項 日本ブドウ・ワイン学会（以下本会という）の目的は次の通りとする。

- 1) ブドウ及びワインに関する研究を奨励し、活気づけ、後援すること。
- 2) 日本におけるブドウ及びワインに関する学術研究発表、セミナー及び学会誌発行等を積極的に推進すること。
- 3) ブドウ栽培学及びワイン醸造学の教育を促進させ、また情報の収集及び共有を図ること。
- 4) 本会は、アメリカブドウ・ワイン学会（American Society for Enology and Viticulture）日本部会（Japan Chapter）の活動を兼ねる。便宜上、ASEV Japanの略称を用いることができる。

第2条 会員

（会員の資格）

第1項 本会会員は、日本におけるブドウとワイン及び関連する分野に従事している技術者、研究者並びにそれに準ずる者又は団体とする。

（会員の種類）

第2項 本会における会員の種別は、専門会員、専門学生会員、一般会員、一般学生会員、及び産業会員とする。専門会員及び専門学生会員は、本会とアメリカブドウ・ワイン学会に所属する。一般会員及び一般学生会員は、本会のみ所属する。産業会員は、本会に所属し、アメリカブドウ・ワイン学会に所属することも出来る。

（投票権）

第3項 投票権は、会員のうち、専門学生会員、一般学生会員、及び産業会員を除く者が有

する。

第3条 役員

(役員)

第1項 本会役員は、会長、副会長、書記、会計、理事、及び事務局長とする。会長、副会長、書記、会計、理事、及び事務局長は専門会員から選挙により選ばれる。書記と会計は兼務できる。副会長は場合によっては選出しなくてもよい。

(任期)

第2項 各役員の任期は、1月1日より翌年の12月31日までの2年間とする。但し再選は妨げない。

(会長の職務)

第3項 会長は、本会を統括し、総会、評議会、及び常任理事会の全ての会議で議長を務める。会長不在の時は副会長、副会長不在の時は事務局長が代理をする。

(副会長の職務)

第4項 副会長は、会長を補佐する。

(書記の職務)

第5項 書記は、本会の議事を記録する。また、会長の指示に従い会員に対して会議その他の連絡事項を送付する。

(会計の職務)

第6項 会計は、本会常任理事会の承認に従って資金を集め支出する。また、毎年会員に対して会計報告する。

(理事の職務)

第7項 理事は、本会常任理事会に出席し討議に参加するほか、会長によって特定の任務を与えられることがある。

(事務局長の職務)

第8項 事務局長は会員を組織、助言し、本会の諸活動を推進する。また、本会のアメリカブドウ・ワイン学会日本部会としての活動を担当する。

第4条 特別職

(特別職の職種)

第1項 本会に特別職として、名誉顧問、名誉会員、及び特別個人会友を置く。名誉顧問は本会名誉顧問規定、名誉会員は本会名誉会員規定、特別個人会友は本会特別個人会友規定の定めによる。

第5条 常任理事会と委員会

(常任理事会の役割と構成)

第1項 常任理事会は、本会全体の運営にあたる。常任理事会は会長、副会長、書記、会計、理事、事務局長、及び会長が指名する者によって構成される。

(委員会)

第2項 会長は、編集委員会及び必要と思われるその他の委員会を置くことができる。
(常任理事会と委員会の成立条件)

第3項 常任理事会と委員会は、それらの構成員の過半数をもって成立する。

第6条 総会

(日程)

第1項 本会常任理事会の定める日時、場所において少なくとも年1回総会をもつ。

(通知)

第2項 書記は、少なくとも総会の6週間前に会員に総会開催の通知をする。

(議決に必要な会員の定足数)

第3項 議決に必要な会員の定足数は、本会常任理事会が定める。

第7条 選挙の方法

(役員候補者の推薦)

第1項 各役員の任期が終わる60日前までに、本会常任理事会は空位になる役職に対して少なくとも一名の有資格の候補者を推薦する。少なくとも3名の専門会員を含む5名以上の投票権を有する会員により推薦された有資格者の候補者もまた候補者名簿に記載される。

(選挙の方法)

第2項 候補者名簿及び投票に関する指示は、当該年度の終了する少なくとも40日前までに、全ての投票権を有する会員に送付される。選挙は会計年度が終了する15日前までに完了し、その時点で書記及び会長が任命した2名の専門会員により開票される。過半数を獲得した各役職者は当選した者と宣言され、全員に速やかに結果が知らされる。

(役員の欠員補充)

第3項 正規の任期満了前に役員に欠員が生じたとき、欠員は本会常任理事会が任命する資格要件を満たす会員により補充される。

第8条 会費

(会計年度)

第1項 会計年度は、11月1日より翌年の10月31日までとする。会費に関する全ての規定は本会常任理事会が定める。

第9条 本会定款の修正

(定款の修正)

第1項 本会定款は本会総会において、または本会常任理事会の下での郵便投票で、少なくとも投票権を有する会員の2/3以上の賛成投票があれば修正できる。

(修正定款の発効)

第2項 本会定款の修正は前項により修正案が採択された後、30日以内に本会常任理事会の承認を経て効力を発するものとする。

第10条 解散

本会の解散が望ましいときには、会員の承認を郵便投票で行い、解散を決定する。
その決定を速やかにアメリカブドウ・ワイン学会に通知する。

第11条 疑義解釈

本定款に定めのない事項や、解釈に疑義が生じた場合は、常任理事会の解釈による。

以 上

日本ブドウ・ワイン学会評議会規程

本会定款第5条第2項の定めにより、本会に評議会を置く。この評議会の構成等については、この規程の定めるところによる。

1. 評議員は、専門会員の中から選出された若干名とする。評議員の選出方法は、本学会定款第7条に定める選挙の方法に準ずるものとする。
2. 評議員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
3. 会計監事は、評議会で選出し、その任期は評議員に準ずるものとする。
4. 評議会は、会長、副会長、書記、会計、理事、事務局長、評議員、並びに名誉会員で構成する。
5. 評議会は、本会運営に関する特に重要な事項を審議する。
6. 会長が、評議会において議長を務める。会長不在のときは副会長、会長及び副会長不在のときは事務局長が代理をする。
7. 会長が必要と認めたときは、評議会に会計監事、その他必要な者を出席させることができる。

付則この規定は 1984 年 11 月 23 日から施行する。

付則この規定は 1985 年 11 月 23 日から施行する。

付則この規定は 1992 年 11 月 20 日から施行する。

付則この規定は 2001 年 11 月 22 日から施行する。(理事会規定を評議会規定に変更)

付則この規定は 2013 年 11 月 9 日から施行する。

以 上

日本ブドウ・ワイン学会名誉顧問規定

日本ブドウ・ワイン学会（以下本会という）の運営に特に顕著な業績があり、かつブドウ、ワイン、及び関連した分野で卓越した業績があった者を「名誉顧問」に選出し、長く功績を讃える。

名誉顧問に関する申し合わせ事項

1. 名誉顧問の選出は、常任理事会でその候補者を推薦し、総会で決定する。
2. 名誉顧問は、評議会に出席することができる。
3. 名誉顧問は、本会会費を免除する。

以 上

日本ブドウ・ワイン学会名誉会員規定

日本ブドウ・ワイン学会（以下本会という）の運営に顕著な業績があり、かつブドウ、ワイン及び関連した分野で卓越した業績があった者を「名誉会員」に選出し、長く功績を讃える。

名誉会員に関する申し合わせ事項

1. 名誉会員の選出は、常任理事会でその候補者を推薦し、総会で決定する。
2. 名誉会員は、評議会に出席することができる。
3. 名誉会員は、本会会費を免除する。

以 上

日本ブドウ・ワイン学会特別個人会友規定

日本ブドウ・ワイン学会（以下本会という）の運営にその個人に固有で特別な寄与が可能な者を「特別個人会友」に選出する。

特別個人会友に関する申し合わせ事項

1. 特別個人会友の選出は、常任理事会でその候補者を推薦し、総会で決定する。
2. 特別個人会友は、本会会費を免除する。

以 上

日本ブドウ・ワイン学会 授賞規定

第1条（各賞）

本会に功績賞、功労賞、論文賞、技術賞および大会発表賞（口頭発表部門およびポスター発表部門）を設ける。

第2条（各賞の目的他）

1. 功績賞は、本会の運営ならびに、日本のブドウ・ワイン産業もしくはブドウ学・ワイン学の発展に顕著な業績があった本会の専門会員・専門学生会員・一般会員・一般学生会員・（以下本会会員）等に授与する。功績賞受賞者には、賞状および副賞を授与する。

2. 功労賞は本会に対し特別な貢献があった者に授与する。功労賞受賞者には、賞状および副賞を授与する。

3. 論文賞は、本会誌または American Journal of Enology and Viticulture に掲載された原著論文（本会会員以外の共同研究者を含んでもよい）の中からブドウ学・ワイン学の発展に寄与したものを選考し、本会会員に授与する。前記2誌以外の学術誌に掲載された原著論文を考慮し、選考することもできる。論文賞受賞者には、賞状および副賞を授与する。ただし、賞状は本会会員の著者全員に、副賞は代表する受賞者一名に授与する。

4. 技術賞は、日本のブドウ・ワイン産業の技術的発展に顕著な業績のあった本会会員または産業会員に授与する。原則として本会誌の技術的報告（研究報文および解説）、連載講座、総説等の中から選考する。その他の学術誌等に掲載された報告等から選考することもできる。この場合は、受賞後に本会誌に授賞内容を含む総説等を掲載する。技術賞受賞者（社）には、賞状および副賞を授与する。

5. 大会発表賞は、本会年次大会の口頭発表およびポスター発表の中で、発表の内容に加えプレゼンテーションが特に優れた、原則として本会会員の若手研究者あるいは技術者に授与する。大会発表賞受賞者には、賞状および副賞を授与する。

第3条（授賞頻度、受賞者数）

1. 功績賞受賞者は1名とする。原則として5～7年に一度選考する。

2. 功労賞受賞者は原則として毎年1名を選考する。

3. 論文賞または技術賞は、原則として毎年1件を選考する。極めて顕著な業績が複数件推薦された場合は、常任理事会の承認を得て複数件（名）を選考することもできる。

4. 大会発表賞は、年次大会ですべての口頭発表およびポスター発表が終了した時点で、大会発表賞（口頭発表部門）および大会発表賞（ポスター発表部門）について各1名を選考する。

第4条（功績賞の選考手順）

1. 本会会長は本会定款第5条にしたがい、本会会長を含む功績賞選考委員会を設置し、委員長には本会会長があたる。選考委員長は若干名の功績賞選考委員会委員を指名し、常任理事会

の承認を受ける。

2. 本会会長は、功績賞受賞候補者の推薦を評議員会規程第5項に定める評議会構成員に依頼する。推薦者は、功績賞選考委員会委員長に文書で推薦の理由を添え候補者を推薦する。

3. 功績賞選考委員会は、本規定の趣旨にそって候補者を審議し投票で出席者の2/3以上の賛成をもって受賞者を決定する。1回目の投票で2/3以上に達しない場合は、上位2名について再度審議し、投票で過半数を獲得した候補者を選出する。候補者が1名の場合は、出席者の2/3以上の賛成で選出する。1回目の投票でこれを獲得できない場合は、再度審議投票し、2/3以上の獲得で選出する。2度の投票でいずれも2/3に達しない場合は授賞を見送る。功績賞選考委員会委員長は、選考結果を常任理事会で報告し、承認を受ける。

4. 本会会長は、選考の経過、理由を本会会員に報告し、決定した受賞者に功績賞を授与する。

第5条（功労賞の選考手順）

功労賞の選考手順は、第4条（功績賞の選考手順）に準ずる。

第6条（論文賞授賞の選考手順）

1. 本会会長は本会定款第5条にしたがい、本会会長、編集委員長を含む論文賞選考委員会を設置し、委員長には本会会長があたる。委員長は若干名の論文賞選考委員会委員を指名し、常任理事会の承認を受ける。ただし、論文賞選考委員会委員の半数以上は編集委員会委員から選出しなければならない。

2. 本会会長は、論文賞受賞候補者の推薦を編集委員および論文審査委員に依頼する。推薦者は、論文賞選考委員会委員長に文書で推薦の理由をそえ候補者を推薦する。

3. 論文賞選考委員会は、選考の過程で必要に応じて本会会員以外の研究者や技術者の意見を聴取することができる。授賞の決定は投票で行い、第4条第3項に準じる。

4. 論文賞選考委員会委員長は、選考の経過、理由を文書で常任理事会に報告し、承認を受ける。

5. 本会会長は、選考の経過、理由を本会会員に報告し、決定した受賞者に論文賞を授与する。

第7条（技術賞の選考手順）

技術賞の選考手順は、第4条（功績賞の選考手順）に準ずる。

第8条（大会発表賞の選考手順）

1. 大会実行委員長は、大会の1週間前までに口頭発表者及びポスター発表者に大会発表賞の趣旨を周知徹底させる。

2. 大会実行委員長を委員長とする大会発表賞選考委員会を組織し、常任理事会で承認を受ける。

3. 大会発表賞選考委員会は、本規定の趣旨にそって大会発表賞受賞者を選考する。選考は、大会発表賞選考委員会で評価項目を定め、各委員が採点し、口頭発表およびポスター発表それぞれの最も高得点の若手（原則として40歳未満）発表者に授与する。

4. 大会発表賞の受賞者は、受賞後5年間は大会発表賞の選考対象外とする。

5. 大会実行委員長は、選考の経過、理由を本会会員に報告し、本会会長は受賞者に大会発表

賞を授与する。

第9条（各賞受賞候補者）

功績賞、功労賞、論文賞、技術賞の各賞選考委員会は、推薦された候補者に対し、受賞候補者調書の提出を求めることができる。

第10条（各賞選考委員会委員の関与）

各賞選考委員会委員は受賞候補者になることができるが、その候補者は当該の賞の選考に関与することができない。

第11条（附則）

本規定に定めのない事項、もしくは解釈に疑義が生じた事項については、常任理事会の解釈による。

（改定）

2005年5月14日に開催された第66回常任理事会で審議され、第67回常任理事会（持ち回り）で改定された。

2007年11月2日に開催された第78回常任理事会で審議され、改定された。

2012年9月18日に開催された第96回常任理事会で審議され、改定された。

日本ブドウ・ワイン学会入会案内

1984年に創設された日本ブドウ・ワイン学会（以下本会）は、山梨大学ワイン科学研究センター（〒400-0005 甲府市北新1丁目13-1 山梨大学ワイン科学研究センター内、TEL 055-220-8658, FAX 055-220-8768, e-mail <asevjpn@ccn.yamanashi.ac.jp>）に本部事務局があり、京都大学農学部にて会誌編集事務局が置かれています。

本会の主な活動として、年次大会（研究発表会、シンポジウム、総会）の開催、日本ブドウ・ワイン学会誌の発行（年3回）、セミナーの開催、諸外国との積極的な国際交流などを行っており、個人会員のほかに、ブドウとワインに関連した多くの企業も団体会員として参加しています。

本会は、アメリカ合衆国デビス市に本部のあるアメリカブドウ・ワイン学会の日本支部としての活動を兼ねています。アメリカブドウ・ワイン学会はこの分野で世界最大の学会で、その会誌 American Journal of Enology and Viticulture の掲載論文数は世界で最も多く、かつその論文の質は非常に高いことが知られています。

ブドウ栽培やワイン醸造は国際性の高い産業です。多くの研究者や技術者が今まで以上に積極的に国際交流を進める必要があります。ぜひ本学会設立の趣旨にご賛同いただき、本学会にご参加下さるようにご案内申し上げます。本学会並びに本学会の会員の種別と年会費は次の通りです。

会員種別

a. 専門会員

ブドウまたはワイン産業に関係した技術者あるいは研究者、並びにこれらに関心が高い者で、アメリカブドウ・ワイン学会にも所属している者。

b. 専門学生会員

ブドウまたはワイン産業に関係した分野を学ぶために在学中の者で、アメリカブドウ・ワイン学会にも所属している者。

c. 一般会員

ブドウまたはワイン産業に関係した技術者あるいは研究者、並びにこれらに関心が高い者。

d. 一般学生会員

ブドウまたはワイン産業に関係した分野を学ぶために在学中の者。

e. 産業会員

維持団体会員

日本ブドウ・ワイン学会年会費

専門会員	3,500 円
一般会員	4,000 円
専門学生会員	1,500 円
一般学生会員	2,000 円
産業会員 一口	10,000 円

注：各会員の種別は、本会常任理事会で決定されます。

以 上